

# 放送事業者と教育機関のわかやま防災ネットワーク 規約

令和元年9月1日制定

## (名 称)

第1条 本会は、「放送事業者と教育機関のわかやま防災ネットワーク（英語名称：「Broadcasting company and Educational institute association for Wakayama disaster defense network」、以下、「BeWa（ビーワ）ネット」という）」と称する。

## (目 的)

第2条 BeWa ネットは、「和歌山県内の災害発生に備えた連絡連携に関する協定」に基づき、取り組みを円滑に行うために必要な事業を行うことを目的とする。

## (事 業)

第3条 BeWa ネットは、前条の目的を達成するために必要な計画の策定・実施等を行う。

## (組 織)

第4条 BeWa ネットは、第2条目的に賛同する団体等をもって組織する。  
2 BeWa ネットの事業を運営するにあたり、協議会及び部会を設けることができる。

## (役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。  
(1) 代表 1 名  
(2) 副代表 1 名

## (役員を選任)

第6条 役員は、協議会において互選する。

## (役員の仕事)

第7条 代表は、BeWa ネットを代表し、協議会の会務を総括する。  
2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。

## (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任は妨げない。

## (顧問等)

第9条 協議会は必要に応じて、顧問等をおくことができる。

## (会 議)

第10条 会議は必要に応じて開催し、代表が招集して議長となる。

## (事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、放送事業者側事務局をNHK和歌山放送局に、教育機関側事務を和歌山工業高等専門学校に置き、相互に連絡調整を行う。

## (雑 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、BeWa ネットの運営に関して必要な事項は、協議会においてこれを定める。

## 附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。